

Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用規約【現改比較表】 2023年12月1日現在

～2023年12月31日

2024年1月1日～

目次（略）

第1条 ～ 第4条（略）

第4条の2 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスには次の種別があります。

種 別	内 容
第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	特定加入者回線を利用して提供するもの
第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	当社が指定する場所でテレビ会議契約者の電気通信回線（別記8(2)(ア)に定めるものを除きます。）とテレビ会議設備を接続して提供するもの
第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	当社のUniversal oneサービス契約約款に定めるUniversal Oneサービスとテレビ会議設備をクラウドコネクタ接続機能（当社のUniversal oneサービス契約約款に定めるものをいいます。）により接続して提供するもの
第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	インターネットを利用して提供するもの

2（略）

3 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（多地点利用に係るものに限ります。）には、次の区別があります。

目次（略）

第1条 ～ 第4条（略）

第4条の2 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスには次の種別があります。

種 別	内 容
第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	特定加入者回線を利用して提供するもの
第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	当社が指定する場所でテレビ会議契約者の電気通信回線（別記8(2)(ア)に定めるものを除きます。）とテレビ会議設備を接続して提供するもの
第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	インターネットを利用して提供するもの

2（略）

3 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（多地点利用に係るものに限ります。）には、次の区別があります。

区 別		内 容	
Flex	標準	第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、 第 3 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス を利用し、画面分割をしないものであって、最大同時接続数が40であるもの	
	高機能	HD	第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、 第 3 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス を利用し、最大画面分割数が16であって、画面分割パターンが41種類であるもの（最大同時接続数が20であるものに限ります。）
		SD	第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、 第 3 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス を利用し、最大画面分割数が16であって、画面分割パターンが41種類であるもの（最大同時接続数が30であるものに限ります。）
Light		第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、 第 3 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス を利用し、最大画面分割数が4であって、画面分割パターンが2種類であるもの（最大同時接続数が30であるものに限ります。）	
Premium		第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、 第 3 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス	

区 別		内 容	
Flex	標準	第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、画面分割をしないものであって、最大同時接続数が40であるもの	
	高機能	HD	第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が16であって、画面分割パターンが41種類であるもの（最大同時接続数が20であるものに限ります。）
		SD	第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が16であって、画面分割パターンが41種類であるもの（最大同時接続数が30であるものに限ります。）
Light		第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が4であって、画面分割パターンが2種類であるもの（最大同時接続数が30であるものに限ります。）	
Premium		第 1 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第 2 種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面	

	Conferencingテレビ会議サービス を利用し、最大画面分割数が16であって、画面分割パターンが41種類であるもの（最大同時接続数に制限がないものに限りませ。）		分割数が16であって、画面分割パターンが41種類であるもの（最大同時接続数に制限がないものに限りませ。）
Premium II	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、 第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス を利用し、最大画面分割数が23であって、画面分割パターンが4種類であるもの（最大同時接続数が100であるものに限りませ。）	Premium II	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が23であって、画面分割パターンが4種類であるもの（最大同時接続数が100であるものに限りませ。）
Premium III	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、 第3種Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス 、第4種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が23であって、画面分割パターンが4種類であるもの（最大同時接続数が200であるものに限りませ。）	Premium III	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第4種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が23であって、画面分割パターンが4種類であるもの（最大同時接続数が200であるものに限りませ。）
Premium IV	第4種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス を利用し、最大画面分割数が23であって、画面分割パターンが4種類であるもの(最大同時接続数が100であるものに限りませ。)		
Premium Ex	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、 第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス を利用し、最大画面分割数が25であって、画面分割パターンが12種類であるもの（最大同時接続数が96であるものに限りませ。）	Premium Ex	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が25であって、画面分割パターンが12種類であるもの（最大同時接続数が96であるものに限りませ。）

4 (略)

第5条 ~ 第8条 (略)

(最低利用期間)

第9条 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス ([第4種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス \(PremiumIVに係るものに限り、\)を除きます。](#)) には、料金表第1表 (料金 (附帯サービスに関する料金を除きます。)) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 (略)

3 (略)

第10条 ~ 第15条 (略)

(付加機能の最低利用期間)

第16条 付加機能 (ミーティングコンシェル機能、ポートプラス機能、[字幕翻訳機能](#)及び録画機能追加機能を除きます。) には、料金表第1表 (料金 (附帯サービスに関する料金を除きます。)) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 (略)

3 (略)

第17条 ~ 第22条 (略)

(利用料金の支払義務)

第23条 テレビ会議契約者は当社がサービスの提供を開始した日 (付加機能についてはその提供を開始した日) を含む料金月の翌料金月から (料金表第1表 (料金 (附帯サービスに関する料金を除きます。)) に定める多地点利用のもの (Flexのものに限り、) 及び付加機能 (ISDNゲートウェイサービス、ポートプラス機能、[字幕翻訳機能](#)に係るものに限り、) に係るものに限り、) については、サービスの提供を開始した日を含む料金月から) 起算して、テレビ会議契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止があった日) を含む料

4 (略)

第5条 ~ 第8条 (略)

(最低利用期間)

第9条 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスには、料金表第1表 (料金 (附帯サービスに関する料金を除きます。)) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 (略)

3 (略)

第10条 ~ 第15条 (略)

(付加機能の最低利用期間)

第16条 付加機能 (ミーティングコンシェル機能、ポートプラス機能及び録画機能追加機能を除きます。) には、料金表第1表 (料金 (附帯サービスに関する料金を除きます。)) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 (略)

3 (略)

第17条 ~ 第22条 (略)

(利用料金の支払義務)

第23条 テレビ会議契約者は当社がサービスの提供を開始した日 (付加機能についてはその提供を開始した日) を含む料金月の翌料金月から (料金表第1表 (料金 (附帯サービスに関する料金を除きます。)) に定める多地点利用のもの (Flexのものに限り、) 及び付加機能 (ISDNゲートウェイサービス、ポートプラス機能に係るものに限り、) に係るものに限り、) については、サービスの提供を開始した日を含む料金月から) 起算して、テレビ会議契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止があった日) を含む料金月の末日までの期間 (提

金月の末日までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、利用料金の支払いを要します。

2（略）

3（略）

第24条 ～ 第34条（略）

第35条 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、次に掲げる目的及び別記4及びその他当社Webサイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定めるところによります。

(1) 本サービスへの契約者等の情報登録及び認証の目的

(2) 本サービス内での契約者等への表示の目的

2 当社は、次に掲げる個人情報その他当社が定める「プライバシーポリシー」に掲げる個人情報を前項に定める目的のために利用します。

(1) メールアドレス

(2) 契約者等の表示名

(3) [Googleアカウント](#)

(4) [Azure AD](#)

第36条 ～ 第37条（略）

別記 1 ～ 7の5（略）

8 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供に係る契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1)（略）

(2) 接続契約者回線等に係るもの

(ア) [接続契約者回線に係るもの](#)

[契約約款の名称](#)

[Universal Oneサービス契約約款](#)

供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、利用料金の支払いを要します。

2（略）

3（略）

第24条 ～ 第34条（略）

第35条 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、次に掲げる目的及び別記4及びその他当社Webサイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定めるところによります。

(1) 本サービスへの契約者等の情報登録及び認証の目的

(2) 本サービス内での契約者等への表示の目的

2 当社は、次に掲げる個人情報その他当社が定める「プライバシーポリシー」に掲げる個人情報を前項に定める目的のために利用します。

(1) メールアドレス

(2) 契約者等の表示名

(3) [削除](#)

(4) [削除](#)

第36条 ～ 第37条（略）

別記 1 ～ 7の5（略）

8 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供に係る契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1)（略）

(2) 接続契約者回線等に係るもの

(ア) [削除](#)

- (イ) (略)
- (3) ~ (4) (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスに関する料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 利用料金の適用	(略)
(2) 基本額の適用	<p>ア 当社は、第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの基本額について、2 (料金額) に規定する区分に応じ適用します。</p> <p>イ 第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの基本額は、2 (料金額) に規定する基本料、利用料及びハウジング料を合算して適用します。</p> <p>ウ 第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの基本額を適用するにあたって、2 (料金額) に規定する基本料に利用料を合算して適用します。</p>
(3) ~ (6)	(略)
(7) 付加機能 (字幕翻訳機能に係るものに限ります。) の料金の	付加機能 (字幕翻訳機能 (音声認識タイプ1に係るものに限ります。)) に係るものに限ります。) の料金は、第1表第1 (利用料金) 2 (料金額) 2 - 2 (付加機能使用料) 字幕翻訳

- (イ) (略)
- (3) ~ (4) (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスに関する料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 利用料金の適用	(略)
(2) 基本額の適用	<p>ア 当社は、第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの基本額について、2 (料金額) に規定する区分に応じ適用します。</p> <p>イ 第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの基本額は、2 (料金額) に規定する基本料、利用料及びハウジング料を合算して適用します。</p> <p>ウ 削除</p>
(3) ~ (6)	(略)
(7) 削除	削除

<p><u>適用</u></p>	<p><u>機能音声認識タイプ1に規定する基本料及び加算料を合算して適用します。</u></p> <p><u>イ サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）の廃止があった日を含む料金月の末日までの期間について、利用料金の支払いを要します。</u></p>		
<p>(8) <u>付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）の接続通信時間の測定等</u></p>	<p><u>ア 付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）の通信の接続通信時間を測定します。</u></p> <p><u>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、参加者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社を設置した電気通信設備の故障等参加者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社及び協定事業者の機器により測定します。</u></p>	<p>(8) <u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p>(9) <u>付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）が当社及び協定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話料金の取扱い</u></p>	<p><u>当社及び協定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）は次のとおりとします。</u></p> <p><u>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料</u></p>	<p>(9) <u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>

金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて
 得た額

イ ア以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出
した1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった
期間の日数を乗じて得た額

(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則とし
て、次のとおりとします。

(1)過去2か月以上の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前
の実績が把握できる各料金月における1日平均の通話料金が
最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た
額

(2)過去2か月間の実績を把握することができない場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前
の実績が把握できる期間における1日平均の通話料金又は故
障等の回復後の7日間における1日平均の通話料金のうち低
いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

--	--

2 料金額

2-1-1 基本額

区 分	単 位	料 金 額
第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	(略)	(略)

2 料金額

2-1-1 基本額

区 分	単 位	料 金 額
第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	(略)	(略)

第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	(略)	(略)
-----------------------------------	-----	-----

第3種 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	利用料	1 契約ごとに月額	100,000円 (110,000円)
------------------------------------	-----	-----------	------------------------

備考

(1) テレビ会議サービス(第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係るものに限ります。)を申込み者は、その申込みの際しそのテレビ会議サービスに係るUniversal Oneサービス(当社のUniversal Oneサービス契約約款(第1編に限ります。)に定めるUniversal Oneサービス第1種をいいます。以下同じとします。)に係るUniversal One契約者(当社のUniversal Oneサービス契約約款に定める者をいいます。以下同じとします。)の当社所定の書面による同意をあらかじめ取得するものとします。

(2) テレビ会議契約者(第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係る者に限ります。)は、Universal Oneサービス(クラウドコネク機能(当社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係るものに限ります。)を利用してテレビ会議サービスを利用することができます。

(3) 第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係るクラウドコネク機能の符号伝送速度の上限は、100Mbit/sとします。

2-1-2 加算額

区 分			単 位	料 金 額
多地点利用	Light	(略)	(略)	(略)

第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	(略)	(略)
-----------------------------------	-----	-----

2-1-2 加算額

区 分			単 位	料 金 額
多地点利用	Light	(略)	(略)	(略)

のもの	Premium	(略)	(略)	(略)
	Premium II	(略)	(略)	(略)
	Premium III	(略)	(略)	(略)
	Premium IV	HD	基本料	1 利用IDごとに 月額 3,000円 (3,300円)
	Premium Ex	(略)	(略)	(略)
2 地点利用のもの			-	-
備考				
1. (略)				
2. 多拠点利用 (HD Premium II、HD Premium III、 HD Premium IV 及びHD Premium Exに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数は、当社が別に定める数を上限とします。				
(注1) 当社が別に定める多拠点利用 (HD Premium IIに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数の上限は、100とします。				
(注2) 当社が別に定める多拠点利用 (HD Premium Exに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数の上限は、96とします。				
(注3) 当社が別に定める多拠点利用 (HD Premium IIIに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数の上限は、200とします。				
(注4) 当社が別に定める多拠点利用 (HD Premium IVに限ります。)に係る同時接続数の上限は、100とします。				
3. 多地点利用 (SD Premium(Entry)、HD Premium II、HD Premium III、 HD Premium IV 及びHD Premium Exに限ります。)はメンテナンスにより使用でき				

のもの	Premium	(略)	(略)	(略)
	Premium II	(略)	(略)	(略)
	Premium III	(略)	(略)	(略)
	Premium Ex	(略)	(略)	(略)
2 地点利用のもの			-	-
備考				
1. (略)				
2. 多拠点利用 (HD Premium II、HD Premium III及びHD Premium Exに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数は、当社が別に定める数を上限とします。				
(注1) 当社が別に定める多拠点利用 (HD Premium IIに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数の上限は、100とします。				
(注2) 当社が別に定める多拠点利用 (HD Premium Exに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数の上限は、96とします。				
(注3) 当社が別に定める多拠点利用 (HD Premium IIIに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数の上限は、200とします。				
(注4) 削除				
3. 多地点利用 (SD Premium(Entry)、HD Premium II、HD Premium III及びHD Premium Exに限ります。)はメンテナンスにより使用できない時間があります。				

ない時間があります。

4. [多地点利用 \(HD Premium IVに限ります。\)](#)に係る利用ID数の下限は5とします。

2-2 付加機能使用料

区 分	単 位	料 金 額
回線バンドル機能	(略)	(略)
資料共有機能	(略)	(略)
ミーティングコンシェル機能	(略)	(略)
備考 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（ SD Premium Entry 及び HD Premium IV に限ります。）の利用に係る者を除きます。）に限り、ミーティングコンシェル機能を提供します。		
Web RTC接続機能	(略)	(略)
字幕翻訳機能	＝	＝
API利用のもの	音声認識	タイプ1基本料
		750,000コール (当社httpサーバに1のリクエストが到達することを1コールとします。(以下コールといいます。)) までのも
		8,000円 (8,800円)

4. [削除](#)

2-2 付加機能使用料

区 分	単 位	料 金 額
回線バンドル機能	(略)	(略)
資料共有機能	(略)	(略)
ミーティングコンシェル機能	(略)	(略)
備考 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（ SD Premium Entry に限ります。）の利用に係る者を除きます。）に限り、ミーティングコンシェル機能を提供します。		
Web RTC接続機能	(略)	(略)

				<u>の</u>	
			<u>加算料</u>	<u>750,000コール</u> <u>を超える1コ</u> <u>ールごとに</u>	<u>Communication</u> <u>Engine “ COTOHA</u> <u>API ” for Enterprise</u> <u>利用規約の料金表第</u> <u>1表1 - 1 利用料1</u> <u>- 1 - 2 従量利用料</u> <u>金の「音声認識」の1</u> <u>コールあたりの料金</u> <u>と同額とする。</u>
		<u>タイプ2</u>	<u>Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(ク</u> <u>ラウド/サーバー)の別紙9の(3) Hybrid Cloud</u> <u>with GCPのB 料金算定方法に基づき算定された料</u> <u>金を適用します。</u>		
		<u>タイプ3</u>	<u>Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(ク</u> <u>ラウド/サーバー)の別紙9の(2) Hybrid Cloud</u> <u>with Microsoft AzureのB 料金算定方法に基づき算</u> <u>定された料金を適用します。</u>		
	<u>翻訳</u>	<u>タイプ2</u>	<u>Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(ク</u> <u>ラウド/サーバー)の別紙9の(3) Hybrid Cloud</u> <u>with GCPのB 料金算定方法に基づき算定された料</u>		

			<u>金を適用します。</u>	
		タイプ3	<u>Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(クラウド/サーバー)の別紙9の(2) Hybrid Cloud with Microsoft AzureのB 料金算定方法に基づき算定された料金を適用します。</u>	
<u>備考</u>				
1. <u>当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium Ⅲ及びHD Premium Ⅳに限ります。）の利用に係る者に限ります。）に限り、字幕翻訳機能を提供します。</u>				
2. <u>テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium Ⅲに限ります。）の利用に係る者に限ります。）が字幕翻訳機能を請求する場合は、Web RTC接続機能を請求するものとします。</u>				
3. <u>字幕翻訳機能（API利用料に係るものに限ります。）については、機能の提供を開始した日から起算して、1料金月目（機能の提供を開始した日を含む料金月の料金から起算するものとします。）の末日までとします。</u>				
4. <u>テレビ会議契約者（付加機能(字幕翻訳機能に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）については、音声認識と翻訳それぞれ1つのタイプを指定するものとします。</u>				
5. <u>テレビ会議契約者（付加機能(字幕翻訳機能に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）については、当社が指定するAPIキー（字幕翻訳機能で使用するAPIサーバにアクセスし、テレビ会議契約者を特定するIDをいいます。以下、APIキーといいます。）を使用するものとします。</u>				
6. <u>APIキーはテレビ会議契約者の責任の元に管理することとし、APIキー等の管理</u>				

不十分、仕様上の過誤及びその他の理由により、当社又は第三者に与えた損害の責任はテレビ会議契約者が負うものとします。

7. テレビ会議契約者(付加機能(字幕翻訳機能(API利用料(音声認識タイプ2及び翻訳タイプ2に係るものに限ります。))に係るものに限りま

8. テレビ会議契約者(付加機能(字幕翻訳機能(API利用料(音声認識タイプ3及び翻訳タイプ3に係るものに限ります。))に係るものに限りま

9. テレビ会議契約者(付加機能(字幕翻訳機能に係るものに限ります。))はメンテナンスにより使用できない時間があります。

録画機能 ～ Outlookスケジューラ連携機能(略)

第2 ～ 第3 (略)

第2表 工事に関する費用(工事費(附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容
-----	-----

録画機能 ～ Outlookスケジューラ連携機能(略)

第2 ～ 第3 (略)

第2表 工事に関する費用(工事費(附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容
-----	-----

工事費の算定

ア 第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、[第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス](#)、第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（PremiumⅢに係るものに限ります。）に係るもの

交換機等工事費の他、施工した工事に係る工事について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。

イ [第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（PremiumⅣに係るものに限ります。）に係るもの](#)

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>利用の開始に関する工事の場合</u>	<u>施工した工事に係る工事について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。</u>
<u>変更に関する工事の場合</u>	<u>利用ID数の追加に関する工事費について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。</u>

工事費の算定

ア 第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（PremiumⅢに係るものに限ります。）に係るもの

交換機等工事費の他、施工した工事に係る工事について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。

イ 削除

2 工事費の額

2-1 付加機能以外に係る工事費

区分	単位	工事費の額
交換機等工事費 ～ 第2種Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス工事費 (略)	(略)	(略)
第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サ ービス工事費	1の工事ごとに	60,000円 (66,000円)
第4種 Arcstar Conferencing テレビ 会議サービ ス(PremiumIVに係るも のに限ります。)工事費	利用の開始に関する 工事の場合	1の工事ごとに 5,000円 (5,500円)
	変更に関する工事の 場合	1の工事ごとに 5,000円 (5,500円)
回線バンドル工事費(工事調整有) ～上記以外の工事 (略)	(略)	(略)

備考

1. 交換機等工事、ルータ設置・設定、端末設置・設定、遠隔作業、イーサアクセス設置・設定、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、[第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス](#)、回線バンドルに係る工事は、当社の営業日の午前9時から午後5時までの時間に行うものとします。
2. (略)

2 工事費の額

2-1 付加機能以外に係る工事費

区分	単位	工事費の額
交換機等工事費 ～ 第2種Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス工事費 (略)	(略)	(略)
回線バンドル工事費(工事調整有) ～上記以外の工事 (略)	(略)	(略)

備考

1. 交換機等工事、ルータ設置・設定、端末設置・設定、遠隔作業、イーサアクセス設置・設定、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、回線バンドルに係る工事は、当社の営業日の午前9時から午後5時までの時間に行うものとします。
2. (略)

2-2 (略)
 第3表 附帯サービスに関する料金
 第1 ~ 第2 (略)
 第3 運用サポートに関する料金
 1 (略)
 2 料金額

区 分	単 位	料 金
ディレクターサービス ~ アドレス帳修正サービス (略)	(略)	(略)

備考

1. 当社は、テレビ会議契約者（第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、[第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス](#)の契約者に限ります。）に、ディレクターサービス、時間外サポートサービスを提供します。

2 ~ 5 (略)

第4 ~ 第5 (略)

2-2 (略)
 第3表 附帯サービスに関する料金
 第1 ~ 第2 (略)
 第3 運用サポートに関する料金
 1 (略)
 2 料金額

区 分	単 位	料 金
ディレクターサービス ~ アドレス帳修正サービス (略)	(略)	(略)

備考

1. 当社は、テレビ会議契約者（第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの契約者に限ります。）に、ディレクターサービス、時間外サポートサービスを提供します。

2 ~ 5 (略)

第4 ~ 第5 (略)

[附 則 \(令和5年11月16日 C A S 3サ第00040000543-01号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。